

「【参考】実務対応報告第40号（2020年9月）からの改正点」

「【参考】実務対応報告第40号（2020年9月）からの改正点」を次のとおり訂正する（訂正部分に下線を付している。）。

該当項	訂正後	訂正前	備考
第28-3項 （改正後）	<p>28-3.（省 略）</p> <p>当委員会では、これらの状況及び2020年実務対応報告の公表以後に当委員会に寄せられた意見を受けて、金利指標置換後の取扱いの再確認について2021年10月より審議を開始し、2021年12月に実務対応報告公開草案第62号（実務対応報告第40号の改正案）「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「2021年公開草案」という。）を公表して広く意見を求めた。</p> <p>2022年改正実務対応報告は、2021年公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討をしたうえで公表するに至ったものである。</p>	<p>28-3.（省 略）</p> <p>当委員会では、これらの状況及び2020年実務対応報告の公表以後に当委員会に寄せられた意見を受けて、金利指標置換後の取扱いの再確認について2021年10月より審議を開始し、2021年12月に実務対応報告公開草案第62号（実務対応報告第40号の改正案）「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い（案）」（以下「2021年公開草案」という。）を公表して広く意見を求めた。</p> <p>2022年改正実務対応報告は、2021年公開草案に寄せられた意見を踏まえて検討したうえで公表するに至ったものである。</p>	<p>「を」を加える。</p> <p>改正実務対応報告第40号との整合性を図るため。</p>

以 上